

令和7年度 佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和7年度佐倉市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,195,732千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,067,663	595,625	3,663,288
	1 後期高齢者医療保険料	3,067,663	595,625	3,663,288
4 繼 越 金		10	19,311	19,321
	1 繼 越 金	10	19,311	19,321
6 国 庫 支 出 金		0	19,105	19,105
	1 国 庫 補 助 金	0	19,105	19,105
歳 入 合 計		3,561,691	634,041	4,195,732

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		26,244	19,105	45,349
	1 総務管理費	7,819	19,105	26,924
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,527,147	614,936	4,142,083
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,527,147	614,936	4,142,083
歳出合計		3,561,691	634,041	4,195,732

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等帳票類印刷（後期高齢者医療保険料分）（健康保険課）	令和7年度～令和8年度	5,916